



「福祉制度部会」の取り組み状況

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会福祉制度部会（以下、「福祉制度部会」という）では、福祉制度全般にかかわる幅広い分野を網羅して検討対象としているなか、今年度は、昨年度に引き続き、「入所施設」に関わる問題点を数点ピックアップして検討を行ってきた。

福祉制度部会が具体的に検討を行ってきた（ないしは行なう予定の）内容は、

- ①入所施設における労働対価の問題点
 - ②入所施設における金銭管理の問題点
 - ③障害者自立支援法等改正法・新法下における入所施設の問題点
- といった論点である。

◇入所施設における労働対価の問題点

まず、前提として、障害を有する方々の就労先としては、(1)一般企業（一般就労）、(2)授産施設、(3)更生施設、(4)作業所などを考えることができる。

上記のうち(1)の一般就労に関しては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」で法定雇用率（障害者の雇用の促進等に関する法律43条）等が定められ、労働対価に関しては、最低賃金法で規律がなされている（最低賃金法11条、16条）。

しかしながら、その他の(2)から(4)の就労形態においては、福祉就労的な側面もあるため、雇用契約が結ばれることもほとんどなく、また、労働対価に関しても曖昧な取り決め方しかなされていないとの実態が窺われる。

今年度は、入所施設における労働対価が問題となった判例の検討を通じて、労働対価のあり方に関する問題点の整理を行なった。

◇入所施設における金銭管理の問題点

入所施設における金銭管理に関しては、「金銭管理と

権利擁護に関する調査研究」（2004年3月、独立行政法人国民生活センター）をはじめとする資料統計が既に存在しているところである。

福祉制度部会においても、昨年度に引き続き、(1)問題が発生した施設の金銭管理方法の実例、(2)一般的施設が採用している契約書式や手法の実例の検討及び意見交換を行った。

◇改正法・新法下における入所施設の問題点

今年度の福祉制度部会においては、「入所施設」に関連する問題点をピックアップして取り上げる予定であったが、近年、急速な法改正が進む動向のなか、「入所施設」に関する問題のみならず、福祉制度全体に大きなひずみが生じてきている感が否めない。

そこで、今後は、(1)改正保険業法のもとでの互助会の運営・存続問題、(2)障害者自立支援法施行下における入所施設の問題点などをも追跡調査・検討していく予定である。

◇福祉制度部会の今後の取り組み

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会の委員、法律相談担当の会員の中には、任意後見制度、成年後見制度、財産管理制度を通じて、施設に入所されている高齢者・障害者の方の後見人・保佐人・補助人・財産管理人に就任されている会員が数多くおられることと思われる。

日頃、財産管理・身上監護業務を行うにあたって、感じられた入所施設における問題点を、今後の部会運営に是非とも参考とさせていただきたいので、福祉制度部会までご一報いただけると幸いです。

（高齢者・障害者の権利に関する特別委員会
副委員長 野村 完）